

さくら市広報紙広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、さくら市広報紙の発行に関する規則(平成19年さくら市規則第79号。第5条において「規則」という。)第1条に規定するさくら市広報紙(以下「広報さくら」という。)における広告掲載に関し、さくら市広告事業実施要綱(平成18年さくら市告示第156号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の箇所)

第2条 広報さくらにおける広告掲載の箇所は、要綱第2条第2項の規定により、広報さくらの各ページ(表紙及び裏表紙を除く。)の最下段とし、広告掲載の範囲は4ページ以内とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、別表第1に定めるとおりとする。

(広告表現上の禁止事項)

第4条 広告表現上の禁止事項は、別表第2に定めるとおりとする。

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間の単位は、1月とする。

2 広告掲載の期間の始期は、規則第3条第1項に規定する広報さくらの発行日とする。

3 広告を掲載しようとする者が要綱第5条第1項の規定による広告申請書の提出(次条において「申請」という。)で申請できる広告掲載の期間の終期は、第8条第2項の規定による取下げをした日の属する月の末日とする。

(広告掲載の申請)

第6条 広告掲載に係る申請を行う者(第3項において「申請者」という。)は、当該広告申請書に次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 広告の案(電子データを含む。)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請は、希望する広告掲載の期間の始期の40日前までに行わなければならない。

3 申請者は、広告掲載の期間が重複するような複数の申請を行ってはならない。

(広告の内容の修正)

第7条 市長は、掲載した広告が要綱第10条第1項第2号の規定に該当する場合

は、当該広告主（要綱第7条に規定する広告主をいう。以下同じ。）に広告の内容の修正を求めることができる。

（広告掲載の取下げ）

第8条 広告主は、自己の都合により広報さくらへの広告掲載の取下げを市長に求めることができるものとする。

2 広告掲載を取り下げようとする広告主は、広報紙広告掲載取下げ届出書（別記様式）を市長に提出しなければならない

3 市長は、前項の規定による提出があった場合においては、広告掲載の取下げを行うものとする。

（広告掲載料）

第9条 要綱第12条第2項の規定により定める広告の広告掲載料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 一段枠の場合 一の広告当たり毎月 20,000 円

(2) 半枠（一段枠の半分）の場合 一の広告当たり毎月 10,000 円

2 市の都合により広告が掲載できない場合においては、要綱第12条第3項ただし書の規定により、当該広告の広告掲載の期間のうち広告が掲載できない期間に相当する広告掲載料を還付する。

3 前項の規定により還付する広告掲載料の額は、月単位で算出する。ただし、当該掲載できない期間が1月に満たない場合においては、日割りで算出し、当該日割りにより1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（広告の募集）

第10条 広告の募集は、要綱第13条の規定により、市ホームページ又は広報さくらへの記事の掲載その他の方法で行うものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

規格（1枠当たり）
1段枠 縦5センチメートル 横17センチメートル
半枠（1段枠の半分） 縦5センチメートル 横8.5センチメートル

別表第2（第4条関係）

広告表現上の禁止事項

- (1) 利用者に国、地方公共団体等が奨励していると誤解を与えるもの
- (2) 利用者に警告を与えていると誤解を与えるもの
- (3) その他利用者に誤解を与えるおそれのあるもの